

# 公益財団法人長野県市町村振興協会市町村振興事業実施要領

平成 22 年 1 月 28 日制定  
平成 24 年 4 月 1 日全部改正  
平成 26 年 2 月 7 日一部改正

## (目的)

第 1 この要領は、公益財団法人長野県市町村振興協会市町村振興事業実施要綱(以下「要綱」という。)で規定する市町村振興事業の実施に関し、必要な事項を定める。

### (市町村振興事業の実施者)

第 2 市町村振興事業の実施者は、事業ごとに次の者とする。

- (1) 研修助成事業(要綱第 3 条第 1 号) 長野県市町村職員研修センター
- (2) 地域活動助成事業(要綱第 3 条第 2 号) 次に掲げるいずれかの者
  - ア 市町村、広域連合及び一部事務組合
  - イ 市町村が認めるコミュニティ組織
  - ウ 市町村が認める自主防災組織及び消防団等
- (3) 市町村振興助成事業(要綱第 3 条第 3 号) 次に掲げるいずれかの者
  - ア 市町村等が構成員として参画する協議会等
  - イ 長野県及び長野県内の市町村等が共同で事業を行うために組織した団体等
  - ウ 長野県市長会並びに長野県町村会が構成員として参画している団体等
- (4) 市町村関係団体支援事業(要綱第 3 条第 3 号) 次に掲げるいずれかの者
  - ア 市町村の振興を目的とする事業を実施するために、市町村等地域振興に関係する者が組織した団体等で公益財団法人長野県市町村振興協会(以下「協会」という。)が認める者
  - イ 市町村振興を目的とした活動を行うために、市町村関係者等により組織された次の団体
    - 長野県市長会
    - 長野県町村会
    - 長野県市議会議長会
    - 長野県町村議会議長会
    - 長野県都市監査委員会
    - 長野県町村監査委員協議会
    - 長野県市町村自治振興組合
  - ウ 長野県市長会並びに長野県町村会が助成事業の実施者として認める者

### (市町村振興事業の助成額)

第 3 市町村振興事業の助成額は、協会の予算の範囲内で次の額を上限とする。

- (1) 研修助成事業 長野県市町村職員研修センターが策定する事業計画の範囲内で、協会が研修事業として適切と認める額
- (2) 地域活動助成事業 協会が必要と認める額
- (3) 市町村振興助成事業及び市町村関係団体支援事業 協会が必要と認める額

### (市町村振興事業の要件)

第 4 市町村振興事業は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 研修助成事業 次の要件を満たすこと。

ア 計画的な研修の実施により、市町村職員等の資質向上を図り、住民の利益の向上に資する事業と判断されること。

イ 事業計画は、公平な視点で随時必要な見直しが行われていること。

ウ 事業実施に要する費用について、過大な経費とならないよう工夫されていること。

(2) 地域活動助成事業 次のいずれかに該当する事業であること。

ア 長野県内の複数の市町村の事務・事業の効率化を目指す事業であると認められること。

イ 市町村の事務を補完する事業で市町村がその費用を負担又は助成することが必要と認める事業であること。

(3) 市町村振興助成事業及び市町村関係団体支援事業 次のいずれかに該当する事業であること。

ア 市町村振興を目的として、市町村の区域を超えて広域的に事業を実施することが効果的であり、市町村がその費用を負担又は助成することが必要と認める事業

イ 市町村振興を目的として、関係者の連携や意思疎通を図る事業として、協会が指定する事業であること。

ウ 長野県内の市町村の事務・事業の実施のために必要な連絡調整・研修等の活動を行う団体の活動に要する費用を助成する事業であること。

エ 市町村の財産を適切に管理するために必要な費用を助成する事業であること。

オ 市町村を支援するために必要な事業と協会が認める事業であること。

カ その他、市町村の振興に資すると市町村が認める事業であること。

2 前項において、市町村が認める事業とは、長野県市長会並びに長野県町村会が同意した事業をいう。

(協会が指定する事業)

第5 協会は、第4第1項第3号イに定める事業を指定するときは、助成対象とする事業の実施要綱を定めるものとする。

(市町村振興事業の決定)

第6 協会は、毎年度助成する市町村振興事業の決定にあたっては、公益財団法人長野県市町村振興協会事業等検討委員会設置要綱に基づき設置された事業等検討委員会の意見を聞くものとする。

2 緊急に助成が必要な場合等で、事業等検討委員会の意見を聞かないで市町村振興事業を決定したときは、その後に開催する事業等検討委員会で委員の意見を聞かなければならない。

(補則)

第7 この要領に定めのない事項は、協会が決定する。

附 則

この要領は、平成22年1月28日から施行し、平成22年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、公益財団法人長野県市町村振興協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行し、平成24年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月7日から施行する。